

2024

12

December

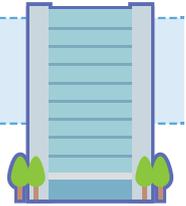


職場内で掲示・回覧をお願いします。

 全国健康保険協会 大阪支部  
協会けんぽ

# 協会けんぽ OSAKA

## 協会けんぽ大阪支部は移転します!



移転日

令和7年 **1月14日**(火)※現住所での業務は**令和7年1月10日(金)**までとなります。

新住所

〒530-8507 大阪府大阪市北区梅田三丁目2番2号 JPタワー大阪 13階

電話番号

変更を予定しています。

FAX番号

電話番号 ▶ **06-7711-3570**

FAX番号 ▶

**06-7711-3560**

最寄駅

- JR各線「大阪駅」西口改札直結
- 大阪メトロ「西梅田駅」徒歩2分
- 阪神本線「大阪梅田駅」徒歩2分

※すべてのお手続きは、郵送による手続きが可能ですので、郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。

※申請書等の郵送でのお手続きは令和7年1月14日到着分から新住所へお送りください。



詳しくはこちら



## マイナ保険証コーナー

～令和6年12月2日以降の留意点～



令和6年12月2日以降、新たに従業員やその家族が協会けんぽに加入された際に事業主の皆様へお送りするものは以下の通りです。被保険者様へ配付いただきますようお願いいたします。

資格情報のお知らせ	新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。仕様については、右のイラストのようなデザインで紙のカードです。
資格確認書	加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。マイナ保険証を利用することができない方が医療機関等に受診される際にご利用ください。仕様については、右のイラストのようなデザインで黄色のプラスチックのカードです。
高齢受給者証	70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。



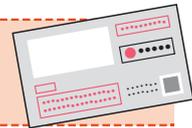
令和6年12月2日以降、従業員の方の退職に伴い、年金機構への資格喪失届に添付いただくものは以下の通りです。なお、「資格情報のお知らせ」は返却不要です。

現行の健康保険証	令和7年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に添付して返却してください。
資格情報のお知らせ	<b>返却は不要です。</b>
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

マイナ保険証移行にあたってはこちら



# 「医療費のお知らせ」をお送りします



協会けんぽでは、健康保険で診療を受けられた加入者の皆様に、ご自身の医療費について確認していただくため、年に1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

**送付時期** 令和7年1月中旬～下旬

**送付先**

事業所様宛て

※任意継続にご加入の方は被保険者様のご自宅宛て

**対象期間** 主に 令和5年9月～令和6年8月 診療分

## 事業所担当者様へのお願い

従業員の皆様の「医療費のお知らせ」が届きましたら**開封せずに**配布をお願いします。

※すでに退職された方の「医療費のお知らせ」については、お手数ですが同封の返信用封筒にて当協会宛てにご返送をお願いします。

## 医療費のお知らせは医療費控除の申告手続きにご利用いただけます

令和6年9月から12月の診療分については、医療機関等の領収書に基づき、ご自身で医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付する必要があります。

さらに

## マイナポータル連携の利用で医療費控除のお手続きがスムーズに!

マイナポータル連携を利用すると、申告書へ医療費の情報が自動で入力され、領収書の集計や入力の手間が省けます。お手続きの詳細は、国税庁のホームページまたは管轄の税務署にご確認ください。

# 退職後の健康保険のご案内

74歳までの被保険者様が退職などで健康保険の資格を喪失した場合は、ご自身で次の健康保険への加入手続きが必要です。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村役場へお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"><li>退職日までに継続して2か月以上の被保険者期間があること。</li><li>退職日の翌日から20日以内に申請書類を提出すること(必着)。</li></ul>	ご家族の勤務先へお問い合わせください。 (扶養認定条件を満たす必要があります。)
保険料	前年度の所得・加入する世帯の人数等により決定 ※離職理由などにより保険料が減免されることがあります。金額についてはお住まいの市区町村役場へお問い合わせください。	在職時の約2倍(上限あり) ※保険料は毎年見直されます。	被扶養者の負担はありません。

算定方法の違い等により保険料が異なります。

お問い合わせ

協会けんぽ 大阪 検索



全国健康保険協会 大阪支部

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6F

電話

06-7711-4300 (自動音声案内)

おかけ間違いにご注意ください

受付時間

8:30～17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)